

一般家庭・オフィスビル

清掃



松江城大手前駐車場他

施設

管理・運営

メティックビル



雑貨作成・販売

ハンドメイド



公園・大学キャンパス

除草



飲食店・お弁当・子ども食堂

カフェ



# 会社案内

一緒に考え、色を変えていく

# 就労支援

の新しいカタチ

コンサート・録音・教室

音楽



ペット(ワンズハート)

葬祭



家族葬(光心)



江友グループ  
KOU YOU

古文書・絵図・空撮・動画

撮影



冊子・広告

デザイン



企画・運営・支援

イベント



## ～江友の障がい者就労の考え方～

### 地方に根ざした「新しい働き方」

## 障がいがあっても、安心して働ける職場を創る

### 株式会社江友の概要(かぶしきがいしゃ こうゆう)

- ・平成22年から、障害のある人が働ける場所を提供する事業を始めました。
- ・精神障がい者が約6割、知的障がい者が約3割、身体障がい者が約1割のメンバー(利用者)が、A型・B型の支援を受けながら働いています。

### ソーシャルファーム

- ・福祉施設でも、普通の会社でもない「第3の働き方の場」
- ・特にヨーロッパで広がっていて、障害があっても安心して働ける仕組みです。
- ・日本では東京都が2019年に条例をつくって、広めつつあります。

### 江友の目指すこと

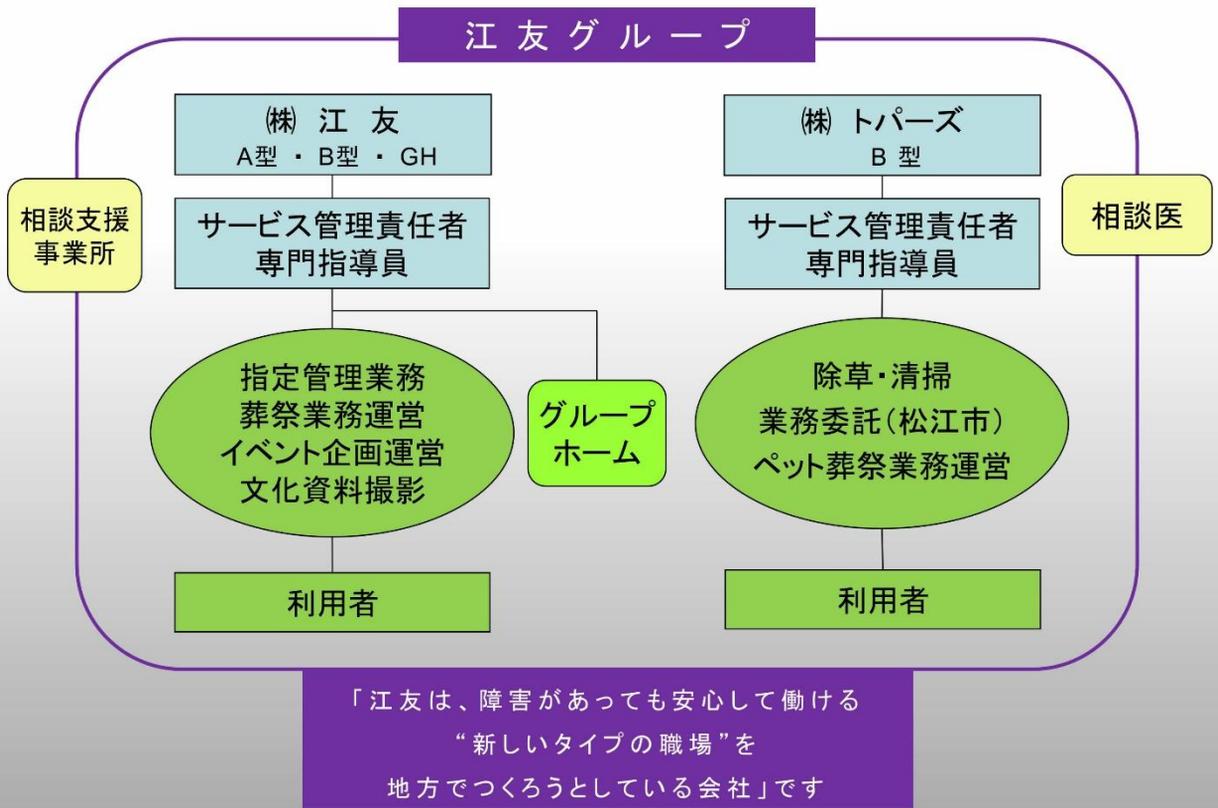
- ・地方でも、一般企業のような働く環境を作ること
- ・障害がある人でも、仕事を通して成長し、一般企業で働くチャンスを広げること
- ・いろいろな仕事(事務、清掃、ビル管理、飲食サービス、葬祭、画像編集など)を創り出し、働く場を増やしています。

# 会社概要

会社名	株式会社 江友	株式会社 トパーズ
設立年月日	平成 22年1月	令和 4年3月
本社所在地	松江市灘町38-1	松江市玉湯町布志名637-83
代表取締役	伊藤孝一	伊藤寛也
資本金	24,400,000円	1,000,000円
決算期	2月末	2月末
事業所	白湯事業所・白湯ハウス(GH)・Bプラス 松江市灘町139-12 灘町38-1	トパーズ 松江市玉湯町布志名637-83
事業指定・内容	障害者就労継続支援A型 定員:20名 障害者就労継続支援B型 定員:20名 共同生活援助 定員: 6名	障害者就労継続支援B型 定員:20名
電話	0852-59-9193 (白湯) 59-9277 (Bプラス) 59-9194 (GH)	0852-62-8202

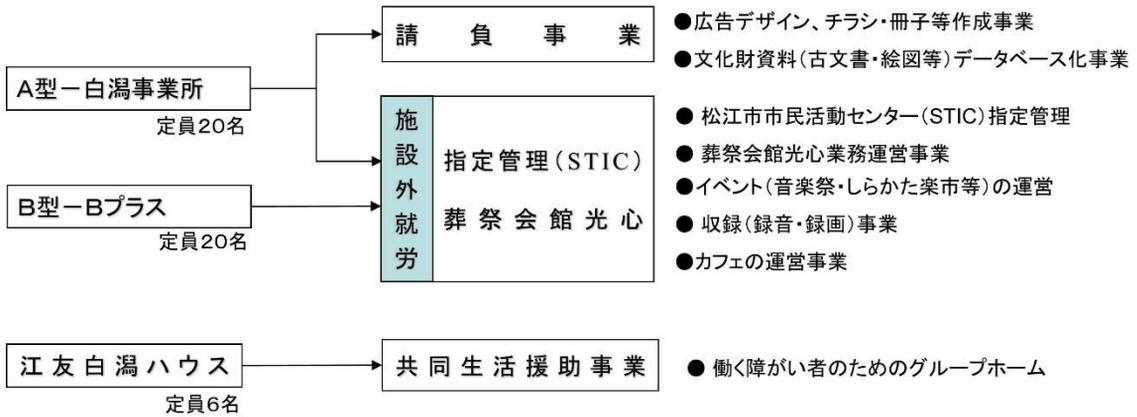


# 【 組 織 ・ 相 談 支 援 体 制 】

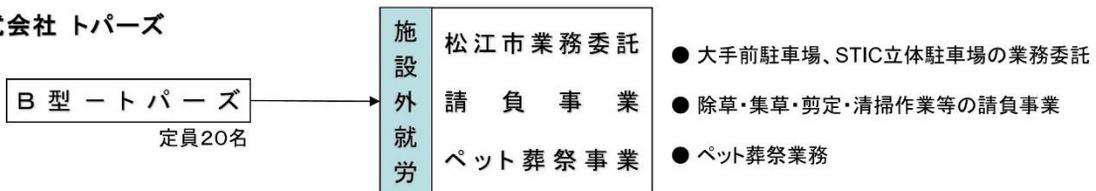


## 組 織 図

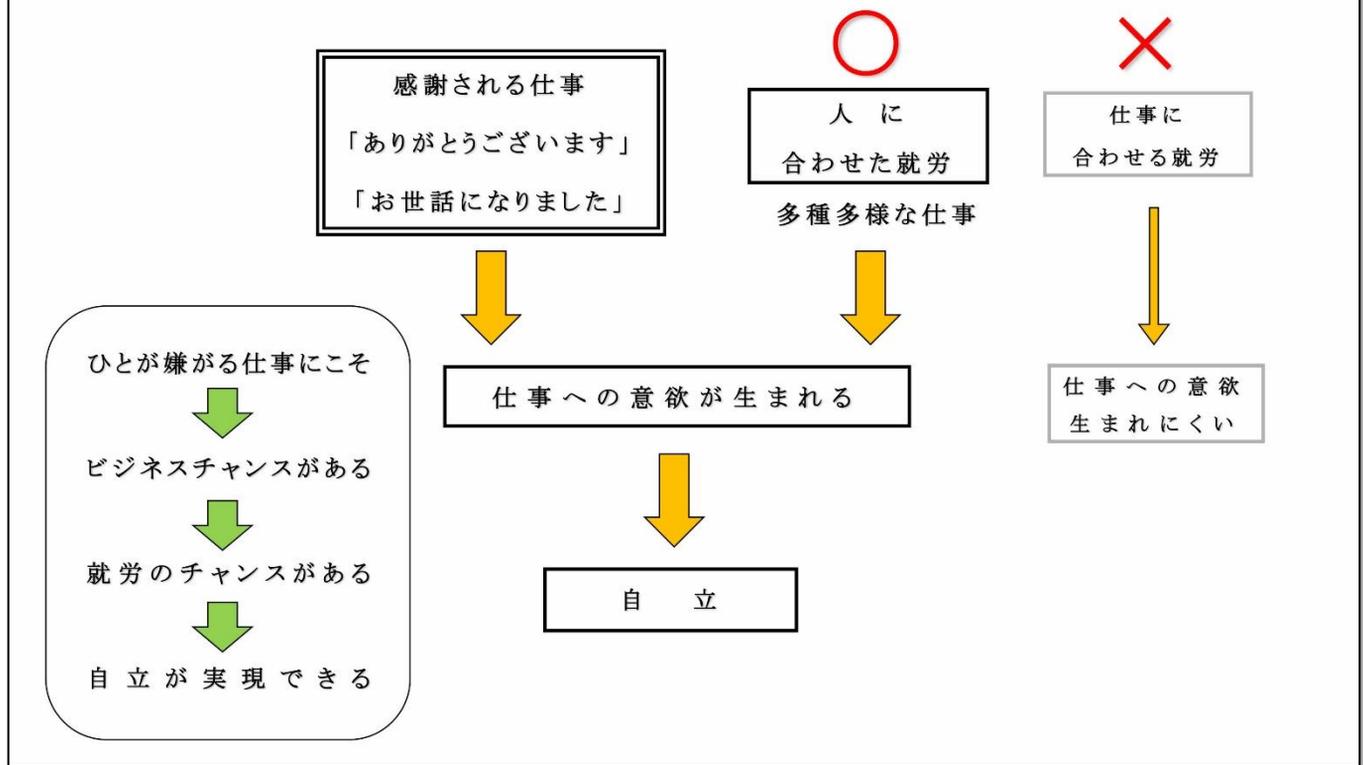
### 株式会社 江友



### 株式会社 トパーズ



# 障がい者雇用創出のビジネスフロー



## 施設外就労で一般就労に近い職場環境の提供

### B型利用条件

- 週2日以上（利用）が可能な方
- 自分で会社に通勤可能な方
- 自分の障がいを認めている方

↓ 更に

### A型雇用条件

※短時間労働（5時間/日）が基本です

- 週20時間以上の就労（利用）が可能な方 ※雇用保険加入
- 自分で考へ行動ができる方
- 事業収益に貢献できると認められる方





トパーズ  
大手前駐車場



- 松江市市民活動センター(スティック)指定管理
- 松江市交通局立体駐車場業務委託管理
- 松江市交通局大手前駐車場業務委託管理



# 施設管理



江友  
STIC



江友  
STIC



江友



# 葬祭



- フロント業務
- 告別式会場設営業務
- 霊柩車洗車業務



- 館内清掃・外構整備業務
- 斎場での献茶業務
- 斎場でのご案内・接待

トパーズ



障がい者雇用で  
新ビジネスの創出

「ありがとう」のたった一言で大きな変化  
「感謝」がキーワード

大切なペットを  
亡くした悲しみが  
少しでも和らぐよう  
ありがとうございます  
気持ちを  
カタチにして  
最後のお別れを  
丁寧にお手伝いいたします



メモリアルグッズや  
かわいいお墓など  
取り揃えております。



ペット葬祭  
ワーズ・ハート  
O N E ' S H E A R T

困ったを解決します!

まちのお助け隊

- 草刈り 草取り
- 室内清掃 窓掃除
- 水回りやお風呂の掃除
- その他 お困りごと

# 外構整備

● 果樹園整備・アパートなどの室内清掃・外構整備業務受注







# STICイベント企画運営・音楽



- しらかた楽市
- おとなの寺子屋
- おとなの体験教室
- 音楽イベント
- ピアノ教室



# カフェ

- CAFÉ terakoya カフェてらこや
- きっさ・てらこや（利用者で運営）



「共生社会」の実現にむけて

**月曜日と火曜日  
だけの  
きっさ・てらこや**

じかん 10:00-15:00  
ラストオーダー14:30

ばしょ  
市民活動センターSTIC 1階

障がい者一人ひとりが主役になれる  
お店をつくります。お客様にもご協力いただき  
ながら、少しずつできることを増やしていきます！  
ゆったりとした時間をお過ごしいただければ幸いです

お食事 800円 ほか ドリンクとデザート

株式会社 江友 (松江市民活動センター指定管理者)  
きっさ・てらこや ☎080-6344-2344



# 白潟ハウス

～ 働く障がい者のための地域交流型ハウス ～

## \*\*白潟ハウスの特徴\*\*

白潟ハウスは障がい者自立支援法のグループホームにあたります。  
仕事をしながら自立に向け歩み出している人たちが、地域の人々と交流しながら成長する新しいコミュニティの場をめざします。そこが他のグループホームとはちょっと違います。  
「いきなりの一人暮らしはちょっと不安…、お金もかかるしなあ～、でも一人暮らしもしてみたい！」という希望を白潟ハウスでぜひ実現してみませんか。

## \*\*白潟ハウスの概要\*\*

### 〈建物〉

鉄筋コンクリート3階建て ベランダ付き

- 1階 地域交流スペース + 大浴場、トイレ、キッチン
- 2階 居住スペース (3室) + 共同バス、トイレ、キッチン
- 3階 居住スペース (3室) + 共同バス、トイレ、キッチン



## \*\*スタッフのサポート体制\*\*

管理者 (1名) ・ サービス管理責任者 (1名) ・ 世話人 (複数)

個別支援計画に基づき、相談支援を行います。

夜間は警備会社と連携しています。

指 定 書

指 令 障 第 56 号  
令 和 5 年 7 月 28 日

株式会社 江友  
代表取締役 伊藤 孝一 様

松江市長 上 定 昭 仁



令和5年5月31日付けで申請のありました指定障害福祉サービス事業者の指定について、  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により、下記のとおり  
指定します。

記

- 1 事業所の名称及び所在地  
名 称 江友 B プラス  
所在地 松江市灘町 38-1
- 2 事業の種類  
就労継続支援B型(定員20名)
- 3 指定年月日  
令和5年8月1日
- 4 指定の有効期限  
令和11年7月31日まで
- 5 事業所番号  
3210101808
- 6 指定の条件  
別紙の内容に留意の上、適切な事業を実施すること。

指 定 書

指 令 障 第 24 号  
令 和 6 年 5 月 21 日

株式会社 江友  
代表取締役 伊藤 孝一 様

松江市長 上 定 昭 仁



令和6年3月25日付けで申請のありました指定障害福祉サービス事業者の指定について、  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により、下記のとおり  
指定します。

記

- 1 事業所の名称及び所在地  
名 称 株式会社 江友 白鷺事業所  
所在地 松江市灘町 139 番地 12
- 2 事業の種類  
就労継続支援A型[定員:20名]
- 3 指定年月日  
令和6年6月1日
- 4 指定の有効期限  
令和12年5月31日まで
- 5 事業所番号  
3210101063
- 6 指定の条件  
別紙の内容に留意の上、適切な事業を実施すること。

その仕事、障害者就労施設に発注できませんか？

平成25年4月から

# 障害者優先調達推進法 がスタートします。

この法律（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）は、障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定されました。

目次	
●法律の概要	2
●対象となる障害者就労施設等	3
●障害者就労施設等への発注例	5
●発注先となる就労支援施設の一覧	
障害福祉サービス事業所の共同受注窓口	6
厚生労働大臣が登録している在宅就業支援団体	10



【法律のポイント】

国、独立行政法人及び地方公共団体等は、物品等の調達に当たって、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めるとともに、以下の取組を行うこととされています。

- 国は、障害者就労施設等からの物品等の基本方針を定める。
- 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎年度、国の基本方針に即して、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、実績を公表する。
- 地方公共団体（都道府県、市町村）及び地方独立行政法人は、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、調達の実績を公表する。
- 国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって、法定障害者雇用率を満たしている事業者配慮するなど、障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。また、地方公共団体及び地方独立行政法人は、国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努める。



## 障害者優先調達推進法の概要

【法律の趣旨】

障害のある人が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要です。このためには、障害者雇用を支援するための仕組みを整えるとともに、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することも必要です。

このような観点から、これまで障害者就労施設等へ仕事の発注に関し、民間企業をはじめ国や地方公共団体等において様々な取組が行われてきました。

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」は、国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう、必要な措置を講じることが定められたものです。

同法は、平成24年6月20日に成立、同月27日に公布され、平成25年4月1日から施行されます。

行政関係者の方には、法律の趣旨をご理解いただき、障害者就労施設への発注拡大をお願いします。

## 対象となる障害者就労施設等

国や地方公共団体、独立行政法人等は、以下の施設等から優先的に物品・サービスを購入する努力義務が課されます。

障害者総合支援法に基づく事業所・施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●就労移行支援事業所</li> <li>●就労継続支援事業所（A型・B型）</li> <li>●生活介護事業所</li> <li>●障害者支援施設 （就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）</li> <li>●地域活動支援センター</li> <li>●小規模作業所</li> </ul>	
障害者を多数雇用している企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者雇用促進法の特例子会社</li> <li>●重度障害者多数雇用事業所（※） （※）重度障害者多数雇用事業所の要件 ①障害者の雇用者数が5人以上 ②障害者の割合が従業員の20%以上 ③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上</li> </ul>	
在宅就業障害者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）</li> <li>●在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）</li> </ul>	